

# 障害福祉サービス施設・事業所等における感染防止対策支援事業の概要

- ・現時点で厚生労働省から示されている情報等を取りまとめた内容ですが、今後、Q & A 等が発出された場合など、内容の一部が変更される場合があります。
- ・事業の詳細等が決まり次第、当県障害福祉課ホームページにてお知らせします。

## 1 対象経費

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、令和3年10月1日から令和3年12月31日までに購入(※1)した以下の衛生用品、備品の購入に係る経費について、補助金の交付を行う。

区分	品目
衛生用品	マスク、手袋、消毒液、ガウン、ゴーグル、フェイスシールド、キャップ、清拭クロス
備品	パーテーション、パルスオキシメーター

(※1)少なくとも令和3年10月から令和3年12月までの期間内に発注が完了し、購入することが確定しているもの(見積もりのみは不可)であり、今年度年内に納品と支払が完了するものであること。

(※2)申請にあたっては、購入する物品の品目、数量、金額及び日付などが分かる形で、納品書等を保管願います。納品書等が保管されておらず、物品購入に関する詳細が確認できないものについては、補助対象にはなりませんのでご注意ください。

## 2 対象施設及び補助上限額

- ・サービス種別ごとに補助上限額が定められていますので、別紙一覧表をご確認ください。
- ・令和3年10月から令和3年12月までの間に新規指定を受けた事業所等については、当該指定を受けた日以降に購入した衛生用品等の費用が補助対象となります。
- ・申請を行う障害福祉サービス事業所等において、医療機関等又は介護事業所の指定を受けている場合、医療（令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金）又は介護（令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業）の補助金交付を受けることができますので、本事業の対象とはなりません。なお、医療機関等又は介護事業所と同一の事業所であるか否かは、設備に関する基準における必要な設備及び備品等を共存しているかなどで判断を行います。

## 3 申請方法等

- ・申請方法、申請様式等は現在調整中であり、追ってお知らせします。
- ・申請受付開始までは各事業所においては物品発注や納品書の保管などをお願いします。